

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の改定について



令和8年4月分より手当額が引き上げとなります。
改定後の金額は次のとおりです。

◇児童扶養手当の月額

	令和8年3月まで	令和8年4月以降
対象児童1人の場合の月額	全部支給 46,690円 一部支給 46,680円～11,010円	全部支給 48,050円 一部支給 48,040円～11,340円
第2子以降加算額	全部支給 11,030円 一部支給 11,020円～5,520円	全部支給 11,350円 一部支給 11,340円～5,680円

◇特別児童扶養手当の月額

	令和8年3月まで	令和8年4月以降
1級	56,800円	58,450円
2級	37,830円	38,930円

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112

「子ども誰でも通園制度」が始まります

この制度は、保護者の就労状況に関係なく、時間単位での保育施設利用や保育士などに育児相談ができる子育て支援制度です。

子どもの健やかな成長を支援し、良質な成育過程の確保を目的としています。

【利用できる方】

認可保育所や認定こども園などに在籍していない、満0歳6か月から満3歳までのお子さん

【利用できる内容】

1か月に10時間までの範囲で、時間単位で利用できます。

【利用料金】

1時間あたり300円

※別途、給食・おやつ代などがかかる場合があります。

【実施施設】

八雲町立くまいし保育園（令和8年4月1日から）

※八雲地域は、令和8年度中の開始に向けて準備中です。※町外の施設も利用できます。

【利用方法】

利用には申請が必要となりますので、詳細は町HPまたは問い合わせ先までご連絡ください。



町HP

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

調理師試験の実施について

北海道では、次のとおり「令和8年度北海道調理師試験」を実施します。

なお、試験会場などは出願者に受験票でお知らせします。

【試験日時】

8月25日(火)
午後1時30分～4時

【試験地】

函館市（八雲保健所管内にお住まいの方）

【試験科目および試験方法】

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学および調理理論についての筆記試験

【受験資格】

学校教育法第57条に基づく高等学校入学資格を有する者であって、学校・病院・社会福祉施設等の給食施設、飲食

店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業において申込期日までに2年以上調理の業務に従事した者

【受験願書受付】

4月30日(木)から5月15日(金)までに八雲保健所まで提出してください。

※願書用紙などは八雲保健所および今金支所で無料配布
※調理師業務経歴証明欄を職場に記入してもらう必要がありますので、早めにご準備してください。

【受験手数料】

6,900円

【合格発表】

10月9日(金)

【問い合わせ先】

八雲保健所
☎0137-63-2168

